

至急・重要

会員薬局 各位

下記の通り、「薬剤交付支援事業」についての連絡が届きましたのでお知らせ致します。

5月7日 一般社団法人 宗像薬剤師会

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

副会長 宮崎 寿

常務理事 竹野 将行

薬局における薬剤交付支援事業の実施について(情報提供)

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日成立した令和2年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症患者等への支援」として「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」とされました。

補助額等については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、薬剤の配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討してください。

詳細については随時お知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

記

1. 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下の通りとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 200 円 を差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下の通りとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

交通費等の実費額相当として、距離を問わず、**300 円/1 件**とする。

宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料

2. 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担（注）
CoV 自宅	薬局の従事者	300 円	0 円
CoV 宿泊	配送業者	配送料全額	
	宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、 複数人分 であっても 1 件とし、300 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、全件を記載した上で、代表する 1 件のみに配送料を記載し、それ以外は「0 円」と記載する。		
0410 対応	薬局の従事者	100 円	200 円
	配送業者	配送料 - 200 円	

（注）患者負担分は、薬局が患者から徴収する

以上